

第1節

障害のある人の住みよいまちづくりのための施策

1. 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

(1) 住宅のバリアフリー化

ア 障害のある人に対応した住宅政策の基本的考え方

住宅は国民生活の重要な基盤であり、障害のある人を含むすべての人々が、生涯を通じて安定とゆとりある住生活を実現できるよう、住宅・住環境の整備を行うことが重要な課題である。このため、良質な住宅ストックの整備を図るとともに、障害のある人が障害の種別、程度、世帯の構成等に応じて、日常生活に適した規模・設備を有する住宅を確保できるようにすることが必要である。

平成13年度を初年度とする第8期住宅建設五か年計画においても、「いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備」に重点的に取り組むこととしている。具体的には、高齢者、障害のある人等のニーズの多様性等に的確に対応し、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも、基本的にそのまま住み続けることができる住宅の供給及び普及、社会福祉施設との併設の推進等医療・保健・福祉施策との連携の強化並びに住環境の整備により、居住安定の確保を図ることとしている。

イ 設計、設備の面で障害のある人に配慮した住宅の供給

公営住宅等

新設のすべての公営住宅について、平成

3年度より、設計・設備の面で障害のある人等に配慮し、加齢等による身体機能の低下等に対応した住宅を標準仕様として順次供給している。既設の公営住宅の改善を行う場合にも、可能な限り障害のある人等に配慮した住宅改善を行うこととしている。

障害者向け公営住宅の建設に当たっては、規模の大きなものや特別の設備を設置するものに対しては、工事費に係る補助金を特例的に増額している。

入居者の募集・選考においては、障害者世帯は、特に住宅困窮度が高いものとして、事業主体の裁量により一定の上限の下、入居者の収入基準を緩和するとともに、当選率の優遇、別枠選考等の措置を講じている。なお、身体に障害のある人等については、単身入居が認められている。

民間事業者等が一定の基準に適合する良質な賃貸住宅を整備する場合に、建設費や家賃の減額に要する費用の一部を補助するなどの支援を行う「高齢者向け優良賃貸住宅制度」を設けて、高齢者向けの賃貸住宅の普及を図っており、この制度においては、都道府県知事等の裁量により一定の障害者世帯について別枠選考等の措置ができるものとしている。

改良住宅等についても、設計・設備の面で公営住宅に準じた取扱いをしている。

公団賃貸住宅（都市機構住宅）

新設のすべての公団賃貸住宅（都市機構住宅）について、平成3年度より、設計・設備の面で障害のある人等に配慮し加齢等による身体機能の低下等に対応した住宅を標準仕様として順次供給している。既存の賃貸住宅についても、障害のある人等に配慮した住宅改善を実施している。

障害のある人を含む世帯に対しては、入

居基準収入額の緩和、1階又はエレベーター停止階への住宅変更、新規賃貸住宅募集時の当選率の優遇等の措置が講じられている。

公社賃貸住宅

公社賃貸住宅については、平成7年度より、設計・設備の面で障害のある人等に配慮し、加齢等による身体機能の低下等に対応した住宅を標準仕様として順次供給している。

民間住宅の誘導

民間住宅については、平成13年8月に高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住する住宅の設計に係る指針を策定し、身体機能が低下した場合にも住み続けられるような住宅の設計上の配慮事項を示し、普及を促進している。

住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫においては、障害のある人等に配慮した住宅として、上記の指針に基づき定められた基準に適合する住宅等一定の良質な住宅に対して、金利の優遇を行っている（1戸当たり床面積が175㎡以下の住宅について、適用を行っている）。

新築住宅については、上記の基準に適合する住宅の場合（150万円/戸（沖縄は160万円/戸）、ホームエレベーター、階段昇降機、車いす対応キッチンユニットなどの設備を併設する場合（250万円/戸（沖縄は260万円/戸））、障害のある人等が同居し比較的規模の大きな住宅を建設する場合（300万円/戸（沖縄は310万円/戸））に融資の増額を行っている。

ウ 住宅リフォーム

障害のある人の健やかな住生活を実現するため、既存住宅ストックを障害のある人の生活や家族の介護に配慮した、障害のある人の住みやすい住宅へと改造していくことが求められている。このため、適切な設計・施工ができる専門家を育成するため（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、工務店等向けに障害のある人にも対応した「高齢化対応住宅リフォームマニュアル」を作成し、その普及を図るとともに、増改築相談員等に対し、当マニュアルを用いて研修を行っている。

住宅リフォームを行うに当たっては、住宅分野と保健福祉分野の連携による適切な相談体制の確立が必要である。このため、

図表2-34 公営住宅等の障害者世帯向け住宅建設戸数

年 度	公営住宅 建設戸数	公団(都市機構)住宅の優遇措置戸数		
		賃 貸	分 譲	計
平成11年度	293	3,403	531	3,934
12	237 *	5,948	212	6,160
13	204 *	5,381	123	5,504
14	161 *	4,842	149	4,991
15	140 *	4,050	45	4,095

(注) 1 *印は見込み戸数

2 公団住宅(都市機構住宅)の優遇措置戸数には、高齢者及び高齢者を含む世帯等に対する優遇措置戸数を含む(空家募集分を含む)。

3 優遇措置の内容としては、当選率を一般の10倍としている。

資料：国土交通省

関係省庁間の密接な連携の下、国及び地方公共団体において、障害のある人が住みやすい住宅増改築、介護機器相談体制を整備している。

障害のある人等の居宅を建築関係の専門家等が訪問し、家屋の構造や障害の程度を踏まえた住宅改造に関する適切なアドバイスを行う住宅改良ヘルパー制度が平成5年から設けられている。

住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫においては、住宅の改良につき、段差解消等

のバリアフリー化、障害のある人が日常生活を支障なく営むことができるように必要な設備を設置する工事等を行う場合には、平成10年度より融資を大幅に増額している（530万円 1,000万円等（沖縄は560万円 1,060万円等））。

エ 福祉・医療施策との連携

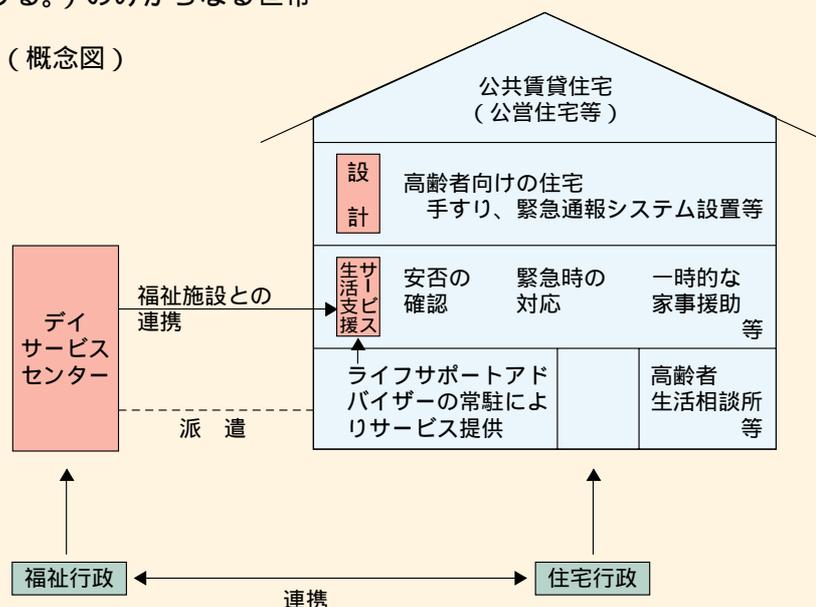
障害のある人の生活に関連したサービスを備えた住宅の整備を行うため、公営住宅等を建設する際の社会福祉施設等の併設・

シルバーハウジング・プロジェクトとは？

住宅部局と福祉部局が連携することにより、公営住宅等について、手すり・緊急通報装置の設置等の高齢者の安全や利便に配慮した設備・仕様とし、併せてデイサービスセンター等福祉施設との併設、又はライフサポートアドバイザーの配置により生活を支援しています。入居者は高齢者世帯ですが、事業主体の長が特に必要と認める場合に限り、以下の障害者世帯についても対象とすることとしています。

- ・ 障害者単身世帯
- ・ 障害者のみの世帯
- ・ 障害者とその配偶者のみからなる世帯
- ・ 障害者と高齢者（60歳以上）又は高齢者夫婦（夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば足りる。）のみからなる世帯

（概念図）



合築などを推進している。また、障害のある人の共同生活を支援することを目的とするグループホーム事業を公営住宅制度に位置付け、一定の要件下で、社会福祉法人等に公営住宅を使用させることができるものとしている。

福祉施策と連携した生活支援サービス付き公営住宅（シルバーハウジング）においては、事業主体の長が特に必要と認める場合に、障害者世帯の入居を可能としている。

障害のある人等の生活しやすい市街地環境の形成を図るため、住宅市街地整備総合支援事業、優良建築物等整備事業、市街地再開発事業等において、平成9年度より、デイサービスセンター、保育所等の社会福祉施設等を合築・併設する事業で、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を補助対象に上乘せしている。

（2）建築物のバリアフリー化

ア 官庁施設のバリアフリー化

官庁施設の整備においては、昭和48年度以降、公共職業安定所、法務局、税務署等の窓口業務を行う官署、合同庁舎等について、車いす使用者の利用を考慮したスロープ、肢体不自由者用トイレの設置や視覚に障害のある人の利用を考慮した構内通路の整備等、所要の措置を講じてきた。

更にきめ細かい障害者・高齢者施策を推進するため、建築設計基準を定め、平成14年度からは、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、障害のある人、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進している。また、平成22年度までに、窓口業務を行う官署が入居するすべて

の既存施設について、手すり、スロープ、自動ドア、エレベーター（延べ面積1,000㎡以上の施設を対象）等の改修を実施することとしている。

イ 人にやさしい建築物の整備

デパート、ホテル等の多数の人々が利用する建築物を、障害のある人等が利用しやすくするためには、昇降装置の設置、廊下の幅員等の確保、各種設備の充実等を図る必要がある。しかし、これら設備の整備を行うには費用の増加は避けられないことから、これらの負担の軽減を図り、障害のある人等の利用に配慮した建築物の整備の推進を図るため、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫等の政府系金融機関による融資制度として「人にやさしい建築物（ハートフルビルディング）整備事業」（平成4年度から）等を実施している。

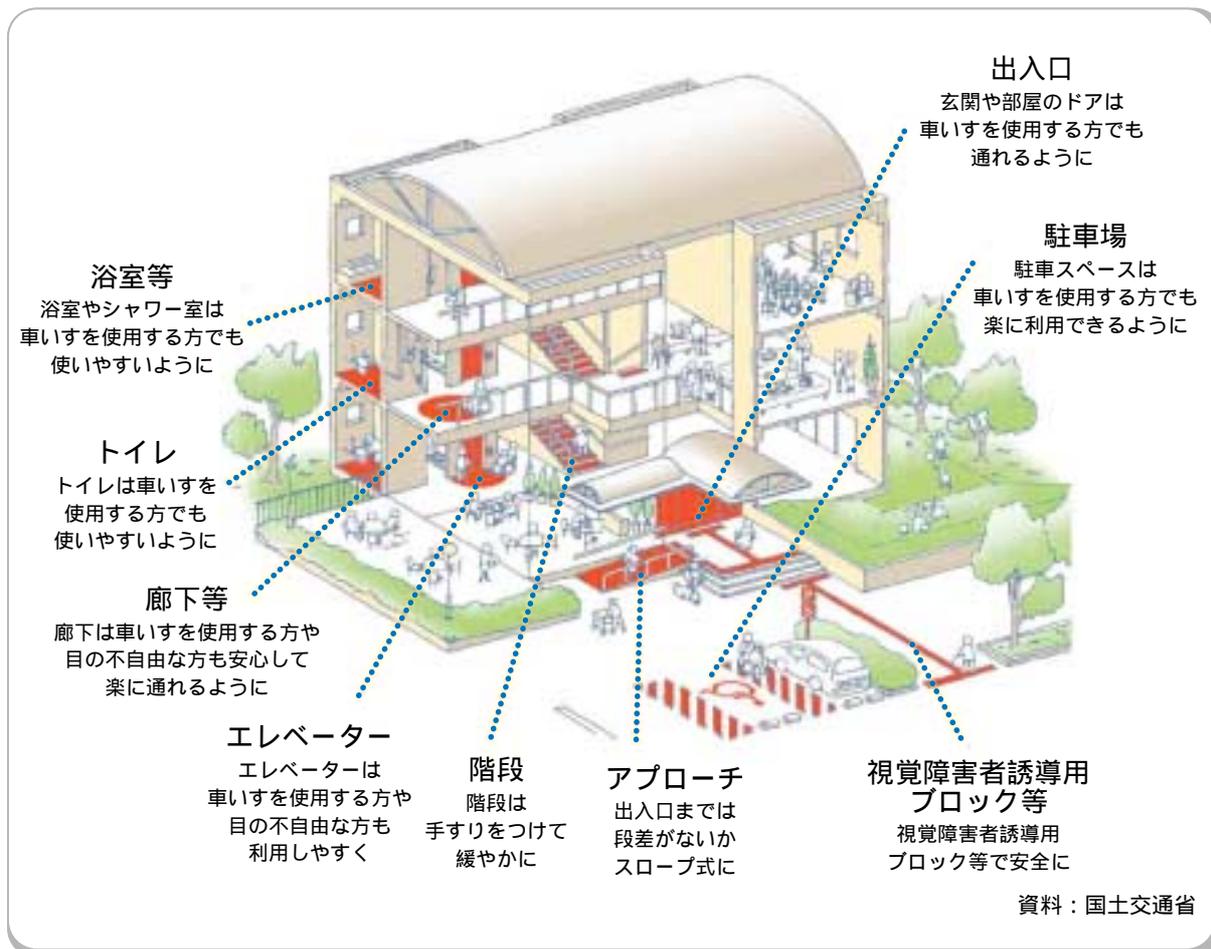
ウ ハートビル法に伴う助成

ハートビル法に基づき、身体に障害のある人等が円滑に利用できる特定建築物の廊下・階段等に関する基準を定め、特定建築物の建築主への指導・助言を行っている。

建築物におけるバリアフリー対応をより一層促進するため、特定建築物の拡大、特別特定建築物の建築等についての利用円滑化基準への適用義務の創設、努力義務の対象への特定施設の修繕又は模様替えの追加、認定建築物に対する支援措置の拡大、所管行政庁（建築主事を置く市町村長等）への権限委譲、等の措置を講ずる改正法が平成15年4月1日に施行された。

本法に基づき認定を受けた優良な建築物（認定建築物）に対して、身体に障害のある人等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する補助制度（人にやさしいまちづくり事業）や税制上

図表2-35 ハートビル



の特例措置（所得税・法人税における割増償却等）のほか、融資制度として、「人にやさしい建築物（ハートフルビルディング）整備事業」等の支援措置が設けられている。

だれもが社会の構成員として地域において安心して生活できるようにするため、生活の基盤である建築・住宅におけるバリアフリー化を促進することを目的として、地方公共団体、都市基盤整備公団（平成16年7月に独立行政法人都市再生機構へ移行）等の特殊法人、建築・福祉に関する公益法人をメンバーとする「人にやさしい建築・住宅推進協議会」が、平成8年4月に設立されるとともに、全国各地に地域協議会が設立され、相互に連携を図りつつ、身体に障害のある人等の利用に配慮した建築・住

宅の整備を推進している。

エ 障害のある人等の旅行促進のための環境整備

ホテル・旅館については、高齢者・身体に障害のある人等の利用に配慮したバリアフリー化施設整備の促進を図るため、高齢者・身体に障害のある人等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）第6条第3項第1号の規定に基づき定められた「利用円滑化誘導基準」を満たす施設を整備し、かつ、客室内のバリアフリー化を行うホテル、旅館業者に対し、中小企業金融公庫による優遇金利での施設整備貸付制度を整備している。

オ 表示方法の統一

点字表示

多くの公共施設等では、設置された製品等に点字表示を付すことによる情報提供が進みつつあるが、点字の表示方法については統一されていないのが現状である。今後、更に拡大するであろう点字による情報提供において、表示方法の混乱を避けるため、その標準化を目指し、平成15年度より点字

表示に対する利用者ニーズの把握、国内実態調査等の調査研究を行い、標準化のための検討を行っている。

案内用図記号

不特定多数の人々が利用する交通施設、観光施設、スポーツ文化施設、商業施設などの公共施設や企業内の施設において、文字や言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形(案内用図記号)

オストメイト対応トイレ

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害(内部障害のひとつ)を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口(ギリシャ語でストーマ)」を造設した人を「オストメイト(ostomate)」と言います。国内には約20万~30万人のオストメイトがいると言われています。

オストメイトの人は括約筋がないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋=「パウチ」を腹部に装着しています。パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。このときに、パウチや腹部を洗浄する必要があります。

そのため、シャワー等の特別な設備を備えたトイレが、最近では設置されるようになってきました。オストメイト対応トイレについては、公共交通機関を中心に右図のようなマークが表示されています。



パウチの例



身体障害者・オストメイト用の設備を備えています



オストメイト対応トイレの設備の例

は、一見してその表現内容を理解できる、遠方からの視認性に優れている、言語の知識を要しないとといった利点があり、一般の人だけでなく、視力の低下した高齢者や障害のある人、さらに外国人等でも容易に理解することができ、文字や言語に比べて優れた情報提供手段である。

案内用図記号については、その標準となるものを示すため、平成13年3月に案内用図記号125項目を策定し、このうち、110項目が平成14年3月にJISとして制定された。

2. 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

(1) 公共交通機関のバリアフリー化

ア 法令等に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

障害のある人が、安全かつ身体的負担の少ない方法で公共交通機関を利用して移動できるよう、法令や各種ガイドライン等に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を推進している。

交通バリアフリー法

平成12年11月15日に、公共交通機関を利用する身体に障害のある人等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的とする、交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）が施行された。

交通バリアフリー法では、鉄道駅等の旅客施設の新設、大改良及び車両等の新規導入に際しての移動円滑化基準（移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成12年運輸省建設省令第10号））への適合義務を規定している。既設の旅客施設・車両等についても移動円滑化基準に適合させるよう努めなければならないこととされている。

また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化を進める制度を導入することを内容としている。

図表2-36 旅客施設のバリアフリー化の状況

	1日当たりの平均利用者数5,000人以上の旅客施設数	平成15年度末		1日当たりの平均利用者数5,000人以上かつトイレを設置している旅客施設数	平成15年度末 身体障害者用トイレ
		段差の解消	視覚障害者誘導用ブロック		
鉄軌道駅	2,735	1,200 (43.9%)	2,048 (74.9%)	2,605	540 (20.7%)
バスターミナル	43	31 (72.1%)	26 (60.5%)	35	15 (42.9%)
旅客船ターミナル	8	6 (75.0%)	4 (50.0%)	8	3 (37.5%)
航空旅客ターミナル	20	1 (5.0%) (100%*2)	9 (45.0%)	20	8 (40.0%)

(注) 1 交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準に適合するものの数字

なお、1日当たりの平均利用者数が5,000人以上であり高低差5m以上の鉄軌道駅において、エレベーターが1基以上設置されている駅の割合は58.1%、エスカレーターが1基以上設置されている駅の割合は68.6%となっている。

2 航空旅客ターミナルについてのエレベーター・エスカレーター等の設置は平成13年3月までに100%達成済み。

資料：国土交通省